

高校早期卒業について

関連する制度について

(1)大学への飛び入学制度

特に優れた資質を有する者に対して早期から大学教育を受けさせることによりその能力をさらに伸張させるため、各大学の判断により17歳（高校2年生）からの大学への飛び入学を可能とする制度。その場合、高校は中途退学となる。

■対象者に関する要件

- ・大学が定める分野において特に優れた資質を有すること
- ・高校に2年以上在学したこと、または高等学校卒業程度認定試験に合格し、17歳に達していること等

■受け入れ大学に関する要件

- ・当該分野に係る大学院が置かれ、かつ、特に優れた資質を有する者の育成を図るのにふさわしい教育研究上の実績及び指導体制を有すること。
- ・入学希望者を「特に優れた資質を有する」と認めるに当たっては、入学希望者の在学校の校長の推薦を求める等により、制度が適切に運用されるよう工夫すること。
- ・本制度の運用状況について、自己点検評価を行い、その結果を公表すること。

○学校教育法（昭和22年法律第26号）

第九十条（略）

② 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する大学は、文部科学大臣の定めるところにより、高等学校に文部科学大臣の定める年数以上在学した者（これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。）であつて、当該大学の定める分野において特に優れた資質を有すると認めるものを、当該大学に入学させることができる。

一 当該分野に関する教育研究が行われている大学院が置かれていること。

二 当該分野における特に優れた資質を有する者の育成を図るのにふさわしい教育研究上の実績及び指導体制を有すること。

○学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）

第一百五十一条 学校教育法第九十条第二項の規定により学生を入学させる大学は、特に優れた資質を有すると認めるに当たっては、入学しようとする者の在学する学校の校長の推薦を求める等により、同項の入学に関する制度が適切に運用されるよう工夫を行うものとする。

第一百五十二条 学校教育法第九十条第二項の規定により学生を入学させる大学は、同項の入学に関する制度の運用の状況について、同法第九十条第一項に規定する点検及び評価を行い、その結果を公表しなければならない。

第一百五十三条 学校教育法第九十条第二項に規定する文部科学大臣の定める年数は、二年とする。

(2) 大学の早期卒業制度

学部教育の全課程を修了することの意義を踏まえつつ、能力・適性に応じた教育を行う必要性から、一律に修業年限を4年とするのではなく、大学の責任ある授業運営と厳格な成績評価を前提として例外的に4年未満の在学で卒業を認める制度。

■ 対象者に関する要件

- ・ 大学に3年以上在学したこと。
- ・ 卒業要件として大学の定める単位を優秀な成績で修得すること。
- ・ 早期卒業を希望すること。

■ 実施大学に係る要件

- ・ 学修の成果に係る評価の基準その他の早期卒業の認定の基準を定め、それを公表していること。
- ・ 履修科目として登録することができる単位数の上限を定め、適切に運用していること。

○学校教育法（昭和22年法律第26号）

第八十九条 大学は、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の学生（第八十七条第二項に規定する課程に在学するものを除く。）で当該大学に三年（同条第一項ただし書の規定により修業年限を四年を超えるものとする学部の学生にあつては、三年以上で文部科学大臣の定める期間）以上在学したもの（これに準ずるものとして文部科学大臣の定める者を含む。）が、卒業の要件として当該大学の定める単位を優秀な成績で修得したと認める場合には、同項の規定にかかわらず、その卒業を認めることができる。

○学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）

第四百七十七条 学校教育法第八十九条に規定する卒業の認定は、次の各号に掲げる要件のすべてに該当する場合（学生が授業科目の構成等の特別の事情を考慮して文部科学大臣が別に定める課程に在学する場合を除く。）に限り行うことができる。

- 一 大学が、学修の成果に係る評価の基準その他の学校教育法第八十九条に規定する卒業の認定の基準を定め、それを公表していること。
- 二 大学が、大学設置基準第二十七条の二に規定する履修科目として登録することができる単位数の上限を定め、適切に運用していること。
- 三 学校教育法第八十七条第一項に定める学部の課程を履修する学生が、卒業の要件として修得すべき単位を修得し、かつ、当該単位を優秀な成績をもって修得したと認められること。
- 四 学生が、学校教育法第八十九条に規定する卒業を希望していること

(参考) 単位の実質化

厳格な単位認定を担保するために、学生が一定期間の履修登録することができる単位数の上限を各大学において設定することを努力義務として課している。

○大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）

(履修科目の登録の上限)

第二十七条の二 大学は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が一年間又は一学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるよう努めなければならない。

- ② 大学は、その定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

(3) 大学院への飛び入学制度

研究者として優れた資質を有する者に早期から大学院教育を実施する途を開く制度

■対象者に関する要件

- ・大学院の定める単位を優秀な成績で修得したと認める者。
- ・大学（学部段階）に3年以上在学したこと。

■受入れ大学に係る要件

- ・学修の成果に係る評価の基準その他の早期卒業の認定の基準を定め、それを公表していること。
- ・本制度の運用状況について、自己点検評価を行い、その結果を公表すること。

○学校教育法（昭和22年法律第26号）

第百二条（略）

- ② 前項本文の規定にかかわらず、大学院を置く大学は、文部科学大臣の定めるところにより、第八十三条の大学に文部科学大臣の定める年数以上在学した者（これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。）であつて、当該大学院を置く大学の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるものを、当該大学院に入学させることができる。

○学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）

第百五十七条 学校教育法第百二条第二項の規定により学生を入学させる大学は、同項に規定する大学の定める単位その他必要な事項をあらかじめ公表するなど、同項の入学に関する制度が適切に運用されるよう配慮するものとする。

第百五十八条 学校教育法第百二条第二項の規定により学生を入学させる大学は、同項の入学に関する制度の運用の状況について、同法第百九条第一項に規定する点検及び評価を行い、その結果を公表しなければならない。

第百五十九条 学校教育法第百二条第二項に規定する文部科学大臣の定める年数は、三年（医学を履修する博士課程、歯学を履修する博士課程、薬学を履修する博士課程又は獣医学を履修する博士課程への入学については、医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの又は獣医学を履修する課程に四年）とする。

(参考) (独) 大学評価・学位授与機構による学位（学士）の授与

大学を中退し大学院に飛び入学した者で、大学に2年以上在学し、62単位以上を修得した者は、大学院在学中でも学部と大学院において通算して4年以上にわたって授業科目を履修し、124単位以上を修得していれば、(独) 大学評価・学位授与機構に学位授与を申請することができる。

○学校教育法（昭和22年法律第26号）

第百四条 ①～③略

④ 独立行政法人大学評価・学位授与機構は、文部科学大臣の定めるところにより、次の各号に掲げる者に対し、当該各号に定める学位を授与するものとする。

一 短期大学若しくは高等専門学校を卒業した者又はこれに準ずる者で、大学における一定の単位の修得又はこれに相当するものとして文部科学大臣の定める学習を行い、大学を卒業した者と同等以上の学力を有すると認める者 学士

二 (略)

⑤ (略)

○学位規則（昭和28年文部省令第9号）

(学士、修士及び博士の学位授与の要件)

第六条 法第百四条第四項の規定による同項第一号に掲げる者に対する学士の学位の授与は、独立行政法人大学評価・学位授与機構の定めるところにより、短期大学若しくは高等専門学校を卒業した者又は次の各号の一に該当する者で、大学設置基準（昭和三十一年文部省令第28号）第三十一条第一項の規定による単位等大学における一定の単位の修得又は短期大学若しくは高等専門学校に置かれる専攻科のうち独立行政法人大学評価・学位授与機構が定める要件を満たすものにおける一定の学修その他文部科学大臣が別に定める学修を行い、かつ、独立行政法人大学評価・学位授与機構が行う審査に合格した者に対し行うものとする。

一 大学に二年以上在学し六十二単位以上を修得した者

二～四 略

② (略)

「大学院への飛び入学」と「大学の早期卒業制度」について

	大学院への飛び入学	大学の早期卒業
目的	研究者養成	優れた才能の伸長
特例を認める主体	大学院	大学
在学年数	3年以上	3年以上
必要な単位数	大学院の定める単位（124単位未満でよい） （法102条）	大学の定める単位（124単位以上）（法89条）
成績要件	大学院の定める単位を優秀な成績で修得（法102条）	大学の定める単位を優秀な成績で修得（法89条）
大学の卒業	中途退学	卒業
学士の学位	取得できない ただし、大学に2年以上在学し、62単位以上を修得した者は、大学院在学中でも学部と大学院において通算して4年以上にわたって授業科目を履修し、124単位以上を修得していれば、学位授与機構に学位授与を申請することができる	取得

高等学校と大学の比較

	高等学校	大学
目的	中学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて高度な普通教育及び専門教育を施すこと（法50条）	学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させること（法83条）
修業年限	3年以上（法56条）	4年以上（法87条）
卒業に必要な単位数	74単位以上（規則96条）	124単位以上（大学設置基準32条）
教育課程	文部科学大臣が定める（法52条）	規定なし
検定教科書	あり（法49条により34条を準用）	なし